

令和6年度第1回滋賀県土地収用事業認定審議会 議事要旨

1 開催日時 令和6年8月21日（水）9時30分から12時20分まで

2 開会

（会議成立の確認）

委員7名中、7名の出席により、滋賀県土地収用事業認定審議会条例第5条第3項に規定する定足数を満たし、会議が有効に成立している旨を事務局から報告した。

3 議題 安土コミュニティエリア整備事業の事業認定について

4 議事要旨

- 審議会の公開について、審議は公開とするが、答申の作成は審議会の意思決定に係るものであり滋賀県情報公開条例第6条第5号に掲げる情報に該当するため、運営規定第3条第1項の規定に基づき、会議を一部非公開とした。
- 土地収用法第25条の2第2項の規定に基づき、滋賀県知事から諮問された「安土コミュニティエリア整備事業」について、滋賀県土地収用事業認定審議会における審議の結果、「土地収用法第20条の規定に基づく事業の認定については、相当と認める。」との意見が議決された。また、審議過程における議論を踏まえた主な意見を附帯意見として取りまとめた。
- 滋賀県土地収用事業認定審議会における各委員の主な意見は次のとおりであった。
 - ・これまでの進め方に対する住民の意見や思いは様々あるが、事業認定の4要件を満たしているか否かという点では満たしていると思われる。
 - ・農地が失われることになるが、防災が優先ということで、この事業についてはやむを得ないものと思われる。
 - ・起業地は浸水想定地かつ元は農地ということで、住民が不安になっている。浸水想定より嵩上げすることや調整池の役割などを一般の方でも理解できるように丁寧な説明を行う必要があるのではないか。
 - ・本事業の目的や趣旨については進めるべきとの声が多いと思うが、最大の争点は起業地が適切かどうかといった点である。起業地の選定表を見る限りでは申請案の点数が最も高く合理的のように見えるが、点数の付け方が抽象的であり、本当に最適な場所であるのかという点が分かりにくい。
 - ・審議会として事業認定の判断のみならず、特に利害関係人が心配している安全上・防災上の話について然るべき説明を行うような意見を付すべきと考える。また、跡地利用や住民合意のプロセスについても整理される必要があるのではないか。
 - ・車の出入り口が1か所のみ、調整池が上流側で問題ないのか等の敷地計画や建築計画に対する意見があり、市の計画が十分に理解されていない状態なので、計画について住民理解を得ることを求めたい。

5 その他

会長が会議録に署名する委員に中村委員と羽座岡委員を指名し、両委員はこれを承諾した。